

# 機密保持契約書

\_\_\_\_\_株式会社（以下、「甲」という）と、上海東輪堂翻訳有限公司（以下、「乙」という）とは、甲が乙に委託する\_\_\_\_\_の業務（以下、「本件業務」という）のために甲が乙に開示する甲の機密情報の取扱いに関し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（定義）

本契約における機密情報とは、甲より委託された本件業務の遂行過程で、甲が乙に開示する有形無形の技術上、営業上、その他一切の有用な情報をいう。但し、次の各号に掲げる情報は本契約における機密情報には該当しないものとする。

- （1）乙が甲より開示を受けた時点で既に合法的に知得していた情報
- （2）乙が甲より開示を受けた時点で既に公知になっている情報
- （3）乙が甲より開示を受けた後に乙の故意または過失によらず公知となった情報
- （4）乙が正当な権利を有する第三者より機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- （5）甲より開示された情報によることなく、乙が独自に開発または作成した情報

## 第2条（機密保持義務）

1. 乙は、前条において定義する機密情報について、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に形態の如何を問わず開示、提供、漏洩してはならない。
2. 前項の甲の事前承諾を得た場合であっても、乙は、当該第三者が本契約上の乙の義務と同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし、甲がこれを受理するまでは、当該第三者に対し前条の機密情報を開示しないものとする。また、当該第三者の義務の履行につき一切の責任を負うものとする。
3. 甲より開示された機密情報への不正なアクセスまたは紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、乙は、技術面および組織面において合理的な安全対策を講じるものとする。
4. 乙は、機密情報の漏洩その他本契約の履行に支障が生じる可能性のある事故等の発生を知った時は、直ちに適切な応急措置を講じるとともに、甲に報告しなければならないものとする。

## 第3条（使用目的）

乙は、本契約により開示される機密情報を本件業務の目的にのみ使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

#### 第4条（開示の範囲）

1. 乙は、第1条により開示された機密情報を、乙の役員又は従業員であって本件業務に従事し業務遂行上当該機密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。乙は、当該役員または従業員に対して本契約で定めた事項については、その義務を遵守させるものとする。
2. 乙は、前項に基づき乙の役員又は従業員に機密情報を開示するときは、甲に対しその氏名及び開示する機密情報の範囲および内容を書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

#### 第5条（複写）

1. 乙は、機密情報である文書、図面、その他書類、又はフロッピーディスク、CD、DVD等磁氣的若しくは光学的に保存された媒体を複製又は複写しないものとする。ただし、事前に書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 本契約が解約されたとき、中止若しくは中断されたとき、又は甲から要請があったときは、機密情報が記載又は保存された文書、図面、その他書類、又はフロッピーディスク、CD、DVD等を、その写しと共に全て甲に引渡すものとする。

#### 第6条（情報の返却、破棄）

第3条において定義する使用目的が終了したとき、甲から要求があったとき、又は本契約が終了したときは、甲の選択に従い、乙は直ちに機密情報（複製物も含む）を甲に返却し、または自己の責任において記録媒体を破棄もしくは消去しなければならない。なお、破棄する場合は、破棄したことを書面にて甲に証明するものとする。

#### 第7条（報告、監査）

甲は、必要に応じて機密情報又は個人情報の管理状況について乙より報告を求めることができるものとし、乙はこれに応じるものとする。また、乙は、甲が機密情報又は個人情報の管理状況を監査する必要がある場合は、合理的な範囲内でこれに協力しなければならないものとする。

#### 第8条（知的財産権）

乙は、本契約に基づきいかなる知的財産権又はその実施権も取得するものではない。

#### 第9条（不可抗力）

天災事変その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

第10条（有効期間）

契約の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から2年間とする。ただし、本件業務が有効期間内に完了した場合は、その時点をもって契約期間は終了するものとする。尚、契約期間の延長については、甲乙協議の上、決定するものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項、本契約の規定に関する疑義、及び本契約の変更については、甲乙協議の上、誠意をもってこれを決定する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

甲 会社名		乙 会社名	上海東輪堂翻譯有限公司
住所		住所	中国上海市長寿路468号 中環商務大厦1304室
代表取締役	印	代表取締役	印
年 月 日		年 月 日	